

日本プライマリ・ケア連合学会 若手医師部会会則

一部改訂 平成 25 年 5 月 19 日 第 4 回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会

一部改訂 平成 27 年 2 月 22 日 第 10 回若手医師のための家庭医療学冬期セミナー

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は日本プライマリ・ケア連合学会 若手医師部会と称する。

(目的)

第 2 条 この会は日本におけるプライマリ・ケアの確立と普及を目指す、日本プライマリ・ケア連合学会に属する若手医師の活動を通し、国民の健康増進を図ることを目指す。目的として次のようなものを挙げる。

- ① 若手医師の施設、地域、国を超えた交流を促進する。
- ② 家庭医療後期研修プログラムの確立、プログラムの質向上とプログラム数の増加促進に協力する。
- ③ ジェネラリストの存在ならびにその役割を、学生、初期研修医、他科専門医、医療・介護に携わる多職種、そして社会に向けて普及する為の活動および研究を行う。
- ④ ジェネラリストを目指す後進の育成を行う。
- ⑤ 若手医師のための生涯学習を推進する。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 年に 1 回の総会、年に数回の定期会合を開催する。
- ② メーリングリストの運営を行う。
- ③ 各地でのワークショップ・講演などの開催並びに、学生・研修医等が企画するワークショップ等への協力を行う。
- ④ 本会の目的達成にあわせ、随時プロジェクトグループを設置する。
- ⑤ その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

## 第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 この会の会員は次の①、②をともに満たすものとする

- ① 卒業後 3 年目以上、10 年目以内の医師、もしくは家庭医療後期研修プログラム開始後 8 年以内の医師であること。
- ② 日本プライマリ・ケア連合学会会員であること。

- ③ 学生・初期臨床研修医等については、本会の総会ないし会議へのオブザーバーとしての参加・発言を可能とするが議決権は持たない。

### 第3章 役員・プロジェクトグループ・運営

#### (役員)

第5条 この会には次の役員をおく

- ① 代表 1名
- ② 副代表 2名
- ③ 会計 1名
- ④ 渉外・広報 1名

#### (役員を選出)

第6条 代表・副代表は立候補、推薦により候補者から、現行の若手医師部会執行部で選出を行う。選出された新しい代表・副代表候補は、総会の承認をもって正式に決定される。なお、代表・副代表の候補者は若手医師部会会員の条件に該当する者であることとする。

第7条 会計、渉外・広報は代表・副代表からの指名とし、総会での承認をもって選出される。

補足：なお役員構成は、男女の片寄りが極端にならないように考慮する。

#### (役員任期)

- 第8条
- 1. 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
  - 2. 役員退任は自由とする。
  - 3. 役員に欠員が出た際は、役員選挙の次点者が繰り上がる。

補足：なお役員任期終了後6ヶ月は引継ぎを行うために運営にオブザーバーとして関わり、意見の交換、新役員補助をおこなう。

#### (プロジェクトグループ)

- 第9条
- 1. 本会の目的達成のためとして以下のプロジェクトグループを設置する
  - 2. プロジェクトグループは本会会員のうち立候補者により構成される。人数に制限をもたない。

3. 各プロジェクトグループの構成メンバーより、リーダーを1から2名選出する。

(運営)

第10条 本会には執行部を設置する。

第11条 執行部は役員と各プロジェクトリーダーより構成される。

第12条 本会は執行部の合議により運営され、総会・定期会合にて報告・承認を受ける。

第4章 総会・会合

(総会・会合)

第13条 定時総会は年1回、日本プライマリ・ケア連合学会学術集会にあわせ開催する

第14条 定時会合は、若手医師のための家庭医療学冬期セミナーにあわせ定期会合を開催する。

第15条 臨時総会は執行部の請求があるときに招集する。

(総会の議決)

第16条 1. 総会の議長は総会の出席者から選出する

2. 総会の議事は出席者の過半数で決する

第5章 メーリングリスト

(メーリングリスト)

第17条 1. 本会の活動・連絡・会員間の議論のためにメーリングリストを設置する

2. メーリングリストへの登録は本会会員に限らず、本会の活動に理解をし、協力をおこなうもの広くに認める

3. 2に認める、会員外の登録者の発言に制限を設けない

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第18条 本規約の変更は総会の承認を必要とする